

披沙揀金

十一  
十二

和書門類			
二	五	一	七
九	七	一	號
一	四	冊	架

內閣文庫			
五	五	一	和
九	七	一	書
函	冊	架	類

內閣文庫	
番號	和 25171
冊數	14 ( 6 )
函號	159 138



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



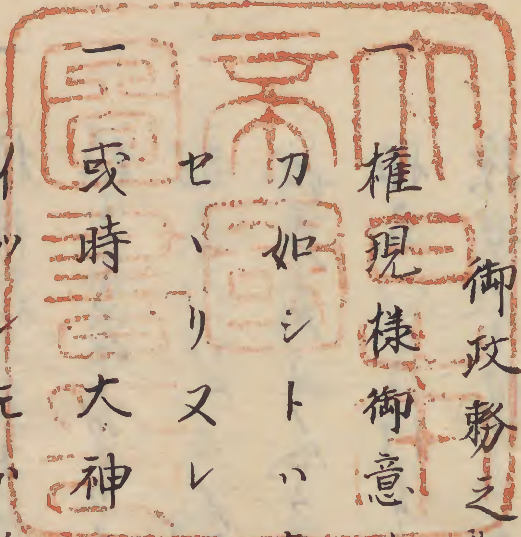
© Kodak, 2007 TM: Kodak





披所棟金卷第十一

御政務之御事



権現様御意

被成候

ハ大國

ヲ治ル

ハ小鮮

ヲ煮ル

刀如シトハ心ナル

言也

國家ノ

仕置

何角ト

事多

セハリ又レハ惡敷モノ也

武切雜記

或時大神君ノ御前ニ奉行衆被詰御咄ノ折柄

イッレモハイハカヤウニ公事ハ捌候ト上意也

依之口クナルヤウニト捌申候ト御請被申時其

段悪ク候公事ハ勝セ度者ニ勝セ申候力能候假

令ハ父ト子ト公事仕候上ハ理非不依父ヲカ父

セ度モノ也依之父ニ勝セ候能也主ト後ト公事

仕候時ハ主ニ勝セ度心出也依之主ニ勝セ候能

明治十一年購求



也ト上意ノ由 前播磨藏聞書

一 権現様 台徳院様ニ御意被成候ハ公事ノ聞様  
ハ身一理非ハ正スル事肝要ナリ併理非ヨリハ  
仕置ニサハラス様ニ被成候儀也トノ御事  
武切雜記

一 権現様由是ハ法度ハ大ニ極ムル事アリ其のありありの  
極ムル事ハ友人と云々ナリ大ニ苦クアツケナク  
燃ルル由ハ人々存テ用ムルニテ焼死多ク水ハ上静ム症  
深キ事人々存テ油引ニテ死ル事多ク死ぬ事ハ  
始キテハ極ムル事ニテ治セム事ハ大ニ惜ム事  
極セム事ハ極ムル事ニテ治セム事ハ大ニ惜ム事  
カキテモ此ノ由也トノ御事 三河相澤

一 権現様御意ニ仕置ノ肝要ハ一石以上ノ面々  
ハ假令過科有之トモ死罪ニ不可行可令流罪者  
ナリ跡目ハ半歳ノ子ナリトモ有之者可相立也  
人質ナユルスヘカラストノ御事 武切雜記

一 家康公の浄代世上盗人多ク搦めしめられ折節流  
盗の捕果ありとて一人右捕未ラ名を大草履組と  
より右穿鑿全有れハは類の盗人ハ皆々草履の鼻緒と  
はりおきみ定ると白状ナリ由云上りなれ  
家康公浄代より定ると小草履組といふ盗人ニ  
別彼盗人を携間致され葉の如く小草履組といふ  
多りて其の草履より少く錢一足中此由り  
是とおきみはり白状ナリ大草履の棟梁を自ぬに







法戒律に依りて大伴信房の第一家の内にて田列し坐座  
に任施物も交納し任後かといふ家門の法義する所是を  
トよみし通の故ありあまふ豊吉の法中寺中山の任職  
として納後法戒の故もふお替割に記され法施物もを  
と交納するはと有る因恩を知れんは後を替むむらの  
罪よふ任の事を日本の地よるを違へては河のれは作  
して悉くを信守に付し以て 唐慈集

一 推現縁踏河(法入國の帝親成教)とてそのあり主料のうれ  
なきよまひ 推現縁並み法戒律ありきよりしめし律の  
親教は法を成りし定むる人たるもの親を教生ししは  
つまに中し金へおとすもさるるにこれいふまは信守  
教にたるもの故にしつゝとてけまを母にしつゝ

作事も不致とありしこまりいふもよきものごとく勿辨  
なき親成教にしつゝとてさるるあはれいふも母信守て戒律  
中にも是を是はし上ありしとて果て然れば是れもなき  
信守もは信守よりしつゝとてこれいふも法中寺と成道故  
と信守より成人信守してしつゝとて主料の出来ぬ必成  
此河よまあといふ家親成教にしつゝとて主料を犯さるの  
お事ある我は是のたらしつゝとて知し身此秘と心長るる新此  
妙く作事しれし法中寺の意のわくとをさるるもつありし  
撰撰寺に身入るる明通相語也 校合雜記

一 踏河の内信田の代官兼貢米非の上を寫のせてたふありて  
そのたりのあひの未と私教ははれを百姓とも迷惑なり  
家康公法通の時自安をなすより上りも是に法中寺なり



以てその中よりあるは世に流るの行くの壁を切め米或之俵  
は其出たせ法前より毛種をばせとせと上より出るとせ  
は流る成と一百姓ともいふくして湯田代食切振出  
は其のまじり我等毎り合振子業はつら  
聞見集〇按此らよは書  
相平因時等の友の落士石川

平代ら正西の元ありゆへに我等といふ  
母西の事あり

一 権理様猪肩は庄屋と住居長江戸表より法用し飯を年古丹  
大炊次第とせ波流地違ふしりくは新法米諸事も上  
ゆとあり或米大炊はくは作兵今公國東前より新ては新  
田を切ると世成と世等と成と大炊はと米上と之のまじり  
長今以て名のくは新田は備前を凡と立世法は官を後任は官  
は上とくは為村二二石ともあり新田一前は世成あり  
控りくは世成とも世何と存世成と上意世成はくは大炊は米

二三石ともあり新田は世成ともあり飯は飯と飯とも  
は庄屋のくはくはの世成ともあり世成はくは米とては  
は清き上とくは上意と世成は二三石ともあり古  
田の場所水産は飯と捨りくはくはくはくはくはくは  
くはくはの飯と世成はくはくはくはくはくはくは  
梅もくは飯は世成はくはくはくはくはくはくは  
くはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくは  
水産と飯と捨りくはくはくはくはくはくはくは  
くはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくは  
飯後大切は世成新田は飯と古田の場所は世成はあり  
控りくは世成はくはくはくはくはくはくはくは  
は物入し梅もくは法はくはくはくはくはくはくは







々ノ無調法ヲ仕テモ御見咎ナサレ、義モ無之  
大形ノ申達ナトハ御聞トカメナサレ、義モナ  
ケレハ一段ト御奉公仕リヨカリシト也然レト  
モ少ニテモ男道ノ夕カヒタル義カ又ハ事ノ首  
尾不合ナル様子ニ付テハ殊外御腹立遊サレ苦  
々敷御叱ナサレ、義モ度々是有ケルトナリ是  
ニ付大坂後ノ御陣御勝利ノ後二條ノ御城ニ於  
テ大坂城中ニ罷アリシ三宿勤兵衛<sup>ヲ</sup>関東ニ  
テ能存タル同國ノ侍御旗本ニ有之ヲ召出サレ  
御尋遊ル、列三宿事計ヲ不<sup>申</sup>上下總國高野臺合  
戰ノ義ヲ申出テ自分高名仕様子ヲ申上ル、家  
康公聞召レ暫ク御考ナサレ、テ御出サレケルハ

其方ハ永祿高野臺ハ北條氏康五十歳内外子息  
氏政二十六七計ノ時ノ義ナルヘシ然レハ其方  
事ハ其合戦ノ列ハ四五歳ノ時ナラシ不都合ナ  
百ナル事ヲ申者哉リコ立退ト仰出サレ、其御  
顔色ニ目ト見上申事モ仕リ難キ程ナリ其以後  
ノ上意ニモケ様ノ偽カサリタル義ヲ申者一人  
ニテモ家中ニアレハ諸旗本ノ風俗近惡クナリ  
恐アリ重テノ仕置ニ可被仰付トノ上意也然レ  
トモ万事御用指ツトヒ御事多砌ニ御延列ノ  
内ニ次ノ年四月御他界ニハ其後ノ御沙汰ハ十  
カリツルト安藤帯刀物語ナリ、岩淵夜話別集

一 系那大佛殿々上ノ之後考<sup>考</sup>此中毎後<sup>後</sup>度<sup>度</sup>より<sup>より</sup>江<sup>江</sup>守<sup>守</sup>徳<sup>徳</sup>傳<sup>傳</sup>























世時特種代傳者祖父山椒もも古物も内今の正徳初  
倭或も慶長十三年より始り 別本當代記

一 慶長十六年閏二月二日堀越藩者忠信の家臣に堀越藩と  
弟丹後と兄弟争論より事有りと忠信の二門中世お  
入因とて事不備とて忠信の忠告許と成りおのこ  
敷信者身より地より障り有り種々面取り見られ  
りとも丹後素行不仕とて終りも監府(注出)

大御所様(注出)中より付て今日御殿(堀見者)とて為  
石法(注出)と作の法石名列座の中より先事討使  
より丹後より丹後云上波より監物成國より有りて和曲  
披露(注出)法華の出家とて和曲宗論と為被是を判  
形して浄土宗此信十人より腕とをけ教養仕合とて付不

大御所様法傳子と隔られ法傳の子孫は自身は障子  
同れ甚法懐胎とて一と作和の宗論の是物を  
守りしより何者より法傳は不書有るは監物兼り智  
者といふ是物を守りしなり此の方とは無子なり付し地  
事の上意より宗論有りて大禁なり地  
櫻り丹家論と致させると方思言志は概以して慶長  
年して法門を教養法を宗云信法門の不利有利  
物一事とて和曲より法傳古より不有ると有りて法傳と  
云ふせられし丹後監物原より成家と出相と出れり  
越後守殿の家臣の争論と法傳殿より法傳不意是  
より法傳此より成家とて有りて法傳の  
法傳とて法傳殿の争論と法傳殿より法傳不意是







セ給へリ此時ヨリ諸士ノ二男三男壯力ノ者ヲ  
召出サレ軍陣ニテハ御馬巡ニ相從フ是ヲ小十  
人ト名ツク信玄モ隨兵三十人謙信モ二十人有  
古ハ正成義貞皆然リ 碎玉話

披沙揀金卷第十二

艱難を治歴しむ事

一家康公ハ天文十一壬寅年三州岡崎城ニテ御誕  
生御童名 竹千代君ト申奉ル御母ハ同國苜屋  
ノ城主水野右衛門太夫忠政ノ娘下野守妹也  
竹千代君二歳ノ御年離別トサレ苜屋へ御送り  
廣忠郷ハ田原城主戸田彈正尊ニ被為成其須臾  
田彈正忠尾川ヨリ西三州へ働出岡崎ノ城ヲ攻  
ントス 廣忠郷駿河今川義元へ加勢ヲ乞セラ  
ル、依之 竹千代君六歳ノ御時駿府へ人質ニ  
被遣ケルヲ信長へ志アル者トモ寄集テ塩見坂  
邊ニ於テ竹千代君ヲ奪取り織田彈正方へ出シ



奉ル彈正如何ヲモハクニヤ熱田大宮司方へ預  
置奉ルト也御實母ハ其頃久松佐渡守ト申織田  
家隨身ノ侍ニ嫁シテ御座ケルカ竹千代君ト  
ラハレサセ給ヒテ熱田ノ宮ニ被成御座ノ由聞  
及ヒタマヒ彈正忠へ御断ヲ立ラレ御菓子御衣  
十トハ折々送り參セラルト云トモ御對面ハ不  
叶ト也河野藤藏ト申者小鳥十ト進上仕常ニ御  
伽ニ參リ慰メ奉リシヲ御幼少ノ御心ニモ御滿  
足ニ被思召少モ御忘レ不被成シテ後日ニ被召  
出御念頃ニ被遊ケルトナリ岩淵夜話別集  
一天文十八己酉三月六日竹千代君八歳ノ御時  
御父廣忠郷ニ後レサセタマウ其折筈參川安

祥ノ城ヲ織田彈正コレヲ攻取嫡子三郎五郎畝  
騎信ヲ指置ケルヲ今川義元駿遠參三ヶ國ノ勢  
ヲ以午痛夕攻ラルハニ付城中所兼既ニ落城ニ  
及仕合ナレハ彈正方ヨリ扱ヲ入竹千代君ト  
三郎五郎ト取替度ト有之ニ付義元悦喜不斜マ  
カテ竹千代君ヲ請取被申六歳ノ御時不慮ニ  
畝ニ午ニ御渡被成出入四年九歳ノ御時迨他國  
ノ御住居ヲ被成何ノ御恙モ渡ラセ給ス御成長  
ニテ二度御立歸被遊ヲ見奉ル御譜代衆ノ義ハ  
不及申御領分在々所々ノ町人百姓迄モ餘酒ヲ  
調ヲ祝儀申ケルト也義元御申有ケルハ竹千  
代未幼少ノ義ナレハ此方ヨリ指引ヲ可致ト也



園崎ノ家老中サノニ同心ニハ不存ト云ヘトモ  
今度竹千代君尾州ヨリ御立帰ノ義モ偏ニ義  
元ノ御勢力故ナレハ如何様トモ奉頼トナリ外  
ニハ可申様モ無之依之竹千代君ハ駿府へ御  
越ナカル石川伯耆守天野三郎兵衛其外御譜代  
衆少々相誥御奉公申上ル其外ハ園崎ニ罷  
在駿府ノ御暮シ成程軽キ御様子ナリ園崎ノ城  
本丸ハ駿河ヨリ城代ヲ指置園崎衆ニハ鳥居伊  
賀守松平次郎右エ門阿部大藏石川右近此面々  
二三ノ郭ニ在テ惣奉行ノ如クニハ候ヘトモ義  
元ノ御指圖ヲ請スシテハ諸事ノ浅少モ取サハ  
ク事ナラス御譜代ノ面々氣ノ毒ニ存ル事限ナ

シ岩削衣話別集

一 鳥居伊賀守忠吉 廣忠公ニ仕フ公御逝去  
竹千代君<sup>東照宮御</sup>幼年タルカニハ駿府ニ御在  
府ナリ是ニ因テ伊賀守忠吉モ同ク隨ヒ奉テ今  
川義元ノ命ヲ受ク園崎城ノ眷午ニ三河ノ御家  
人ハ案内者ナリトテ城代ニハ石川右近阿部大  
藏惣奉行ニハ鳥居伊賀守ト松平二郎右衛門ヲ  
替ル々々置ル忠吉在昔ノ暇駿府ニ往テ晝夜  
幼君ヲ扶育シ奉ル義元ヨリ幼君へ扶助甚淺  
微ニシテ御衣服等ノ料ニモ足ラス御墓所ノ贖  
ニ都テ忠吉是ヲ調進ス附隨ヒ奉ル衆中モ貧窮  
ナルヲハ常ニ是ヲ見繼テ合カス忠吉父祖ヨリ



家富テ財用多ク持ヌ此時悉ク散シテ堪難ナセ  
救ヒ奉ル鳥居家中興譜

一 竹千代様ハ駿河へ御下ナサレ駿府少将ノ宮ノ  
町ニ七歳ヨリ十九ノ御年迄御氣遣ノ事云ハカ  
リナシアタリニテ小鷹ツカハセタマウ迄御氣  
遣ナサレ候原見石主水カ屋敷へ御鷹ソレテ入  
時ハ折々裏ノ林へ入セタマヒテスエアケタマ  
ヘハ主水申ヤウハ三河ノ悍ニアキ果タリト度  
々申ツルヲ無念ニ思召ケルニヤ三十七八年程  
経テ後遠江高天神ノ城ヲ甲斐ノ勝頼公ヨリ持  
ケルヲ押寄テ堀ヲホリ鹿垣ヲ結屏柵ヲ付テテ  
殺サセ玉ヒシ時原見石モ其時城ニ籠ケルカ兵

糧盡テ切ヲ出ケルヲ生捕テ此由ヲ申上ケレハ  
其原見石ト申ハ吾昔駿河ニ語テ有シ時ニ上原  
へ鷹ツカヒニ出ルニ主水カ林へ鷹ソレテスエ  
上ニ入時ハ三河ノ悍ニアキ果タルト度々申ツ  
ルヲ覺エタリ主水モ存ヘシ吾ニアキタル者ナ  
レハ腹ヲ切セヨト御説也 三河物語

一 ト也岡崎ノ御城近辺御鷹野ニ御出被成ケル  
時田ヲ植ル下郎氏ノ中ニ近藤交リテ自身早苗  
ヲ取テ居ケルカ御出ヲ見テ田ノ中へ面ヲ差入泥  
ヲ付テ見知ラレ参ラセヌ様ニ致スト云ハ厄辰  
前ニ御覧シ被付タル夏ナレハ御供衆へアレハ  
近藤ニテハナキカ近藤ナラハ召テ参ト被御付



故走り行テ近藤召ト叫カクレハ近藤不及畏候  
ト申テ泥水ニテ面ヲ洗田ノアヒニ捧ヲ立箕笠  
ヲ撤置下ニ刀脇指ヲク、リ付置タリシヲ取出  
シ指テ道へ上リ御前ニ畏ル身ニ着シタル袴帷  
子刃破レタルニ繩タスキノ鉢目モ當ラレヌ様  
子十ルヲ傍輩申見テ扱モ突止ナル仕合哉ト各  
汗ヲカク所ニ上ノ思召ハ一向左様ニ無之主  
カ小身ナレハ其方ナトチ初メ家中ノ面々ニ知  
行加増ヲトラスル莫モナラスアタリ前ノ知行  
ハカリテハ人馬武道具ノ嗜モナラス莫タラヌ  
故ケ様ニ午作ヲシテ自身辛苦ヲ致ス莫不便ノ  
次第也今ノ内ハ隨分ト賤シキ業ヲモシテトリ

ツ、キ奉公ナセヨ我モ人モ前ニ苦勞ヲシテ後  
ニ樂ヲスル様ニ心得タルカ能ク早々取リテカ  
セケト仰ラレ御泪クマセ給へハ近藤羨ハ不及  
申御供ノ諸人は是ヲ羨り各泪ヲ流シ奉奉存ケル  
ト也 岩削夜話別集

一 三方系收軍の時 神君和政の五ノ門を并傷ハレリ概を東

の下密口より退んと水野乃迎正言を辱レテ退らせら  
甲兵誠仔庵景茂貞玉忠治命を傍トナシ多クは後子我共  
一々の脚履を限らレテ速に渡行入レ世給



神祖少むをいへて曰く下はわづらひて敗軍を恥辱し不慮  
うの況や返くへけんやと歴車は轡を放ちて余  
信へも放ちて自の證を以て踏させしむる吉信多を勵  
くして汝を殺つていへといひあつる馬より降り自  
分轡を振り凍て白身命を殺んぬる正史の事と追尋  
し身と命と皆日の猶利と謀りたすふとすおの任  
あつるや命を捨てしむる村にあつる 神祖の曰く言  
是ありしとて我はまあると欲しし初より一歩と  
退くふ多し遊んをせり吉信の曰く踏止り清澤と犯  
すをいへ 公は代へん馬を給ふとありし 下は  
神祖降し給ふる吉信敵とてうらた時柳脚九郎武主を  
見しと謂て曰我は汝を面く我死せん汝を降す

公と議して入城せし武主は忠死せんといふ吉信固く  
割して清澤を降松の直へ川向け槍を以て馬の尻に  
叩き走ししと遊清澤と稱し十文字槍を振ひ敵に欲  
二人を殺し遊松二十餘人とも忠死せしむる  
神祖多を退け給ふといへも敵を猶慕ひ吾軍は迫らざる  
中よ士は槍の事と我はかりしとありしと  
神祖見しと叫り給ふ中よ政是を斬ら時よ甲を金廻ら  
道周ふといへ 神祖の言遊する甚危なりといへ吉井此  
松平忠次苦戦し遊松の中よ息を入り居つる是を  
見しとありし 神祖よ謂く曰く公は我を窺ふ  
公の腹に毒あり故無目と信く請ふ長を獲て公を給へ  
神祖降りしとて我を替へ給ふ忠次清澤と着し松平



忠次と時つらう十二三歳と見えしを合せ敵号を退逐け  
神祖の馬に獲れたる不我るまを安んずり又敵幕の幕を  
二三回返り来り見入るる不意賞嘆し給ふに付兜  
上は林中の草の葉はさたるを見給ひ御ふ今日の切大也あり  
今より萬の葉を安んずり給ふに付し令りて  
大三川志

一 元龜二年十一月廿二日 大和志三方より別 氏田信玄  
と合戦あり 神志作は依りて夏目吉信は浪松城に  
は田中より合戦の報ありて吉信城の櫓に登りて勝  
負の勢のそのみ見し。 神志の軍勢利ありて  
ふつと吉信三方よりせりて 神志よりせりて敵の  
軍勢ありしをみりて吉信の旗をありてみりて

神つらう早く浪松の城に入給ひて浪松の合戦を  
期し給ひて 神志は合戦の報ありて敵軍  
命よりて何れも上場を命ずり敵をうりて  
敵より人々難ありて敵陣を破入りて心より討死  
せんといふ我れは而して津島乃口を破りて  
命し給ふはそとよりせんといふ 神祖より  
給ひて勝をありてはそとよりせんといふ 神祖より  
と我命よりとありてはそとよりせんといふ 神祖より  
と吉信よりとありてはそとよりせんといふ 神祖より  
うつとひぬくをそとよりせんといふ 神祖より  
神志乃此を破りてはそとよりせんといふ 神祖より  
ろと是正史のありてはそとよりせんといふ 神祖より























と成は海内人殺は物違月帯は任は合致してとて清平を名  
義とのを指し候中より何と成は境底痛し似中たる指し  
之を新奉能寺 権現標と成は切腹りし一書より平八切  
腹を任し由中より交は海内尉平りしは成一版を心極ま  
年寄り候し心付不中候面自りより一平右に人候  
何と同心左馬よりり候しをい居平候 権現標と成  
清出何と何とてよりあり居中候と成は身止りし海  
清意度義は任候と中より候 権現標と成は馬より成  
清下何事と成は身止りし尉候し居し平八り候りし  
り候し 権現標智と成は清思業をり名是より及の業同者  
と成は身止りし清思業をり候しと候し清馬は右宇治田原の  
と成は身止りし長谷川中より上り候し信長公重恩と成は清思業をり候し

是より京都へ移上ともくもて成候し由中候版清中  
道を町斗し京都の方へ来候し 権現標と成は清境何の俣  
と成は身止りし名危角 権現標と成は京都へと成は清上ともく又  
清馬に返りし長谷川より成は清遊者並御中并長谷川も其  
向御取らりし由成は身止り候しは成は身止りし長谷川も其  
三河より来りし由中より又清馬に返りし清田の在りし由  
と成は身止りし成は清と成は清田原へ成は信樂へ成は清思業  
と成は信長公は切腹し候し信樂より成は清思業と成は清思業  
の者並御中より成は身止りし由成は身止りし由成は清思業  
権現標清思業と成は身止りし由成は身止りし由成は清思業  
本多他在御中より成は身止りし由成は身止りし由成は清思業  
と成は身止りし由成は身止りし由成は身止りし由成は清思業











上洛先礼中多平八市と云候。主日暇と云く上洛ハ  
安よ。茶屋宿中京邸より石鞍馬。京未居をてお多  
平八よ。遊々。信長は他界れ。と。治ら平八市。四市  
次第とつと京近也。公伯盡山。迫迄。て。扱は目より  
与人の口。いと。津。覽。義。兵。事。と。之。思。石。山。信。の。在。中。ハ。女  
用の旨。と。出。馬。と。服。は。京。の。け。酒。井。左。衛。門。尉。石。川。伯。耆。守。棟  
原。小。平。を。并。候。百。千。代。六。人。保。新。千。部。津。新。の。あ。り。又。信。長。ハ  
石。川。尉。為。樂。内。心。長。各。門。お。林。田。左。衛。門。尉。津。新。と。て。暫。く。の  
別。行。も。せ。り。古。也。公。此。作。信。長。ハ。信。恩。を。わ。り。せ。り。候  
し。よ。智。恩。院。と。て。追。懐。と。可。成。ら。旨。お。林。左。衛。門。尉。と。て。信。く  
旨。何。も。は。候。も。同。一。て。さ。ら。平。八。市。人。へ。て。京。の。由。平。八。市  
は。市。中。中。中。人。へ。京。此。信。の。元。の。お。子。と。見。え。く。共。事。と。て

あ。れ。と。い。ふ。事。と。て。石。川。尉。禮。と。て。平。八。又。京。近。と。て  
石。川。の。人。の。元。と。よ。ひ。の。け。着。着。有。の。中。と。あ。り。向。と。と。西。石  
山。と。も。智。恩。院。と。て。追。懐。と。可。成。ら。旨。お。林。左。衛。門。尉。と。て。信。く  
信。長。の。追。懐。と。可。成。ら。旨。お。林。左。衛。門。尉。と。て。信。く  
石。川。尉。為。樂。内。心。長。各。門。お。林。田。左。衛。門。尉。津。新。と。て。暫。く。の  
別。行。も。せ。り。古。也。公。此。作。信。長。ハ。信。恩。を。わ。り。せ。り。候  
し。よ。智。恩。院。と。て。追。懐。と。可。成。ら。旨。お。林。左。衛。門。尉。と。て。信。く  
旨。何。も。は。候。も。同。一。て。さ。ら。平。八。市。人。へ。て。京。の。由。平。八。市  
は。市。中。中。中。人。へ。京。此。信。の。元。の。お。子。と。見。え。く。共。事。と。て



其時お竹も一々如き迄返腹はりん事句洵と以て其故を  
一人も子よりけりしぬりて為す事少くも世の物に殺る  
我ら死つていす者少くも其方より其の及もはるに  
通して行し事村家老丸一圓も事れりし事三羽一  
羽は其の使しし事は其の元中よりし事とせし事  
定山梅雪亦其因に事其是くもは其家の指子に信長は  
お竹より津田(中)成りし信長は其故也

徳川家康公殿より二羽(以)兩は其の案内に成りし事  
使系りし事とせし事馬系二騎事とせし事其由より其先成  
系原田依り其の由より馬をとりてし事其門よりし事  
柴つて其の由より其船にりん事とせし事其母より其母よ  
せし事母とせし事は倍の元より其遠渡りし定山梅雪を

以て心より一甲は其の殺し人殺しし事殺しし事其父人死  
一人も其の討殺しし事津田の案内者より其成  
梅雪者も其を討殺しし事其者を討殺しし事其  
梅雪と又討殺しし事其権現様のは用より其者  
とも十人殺しし事湯治のは其の討殺しし事其  
治しし事其有馬(は)其の討殺しし事其  
田原近所(山)其の討殺しし事其  
多摩尾所(お竹)より其の討殺しし事其  
と其の討殺しし事其多摩尾所(お竹)より其の討殺しし事  
其お竹(八)九人(は)其の討殺しし事其  
其殺の肉(誰)も其の討殺しし事其  
其を討殺しし事其殺しし事其



後門と申すも赤坂と申すは信の居を記すも多に居を  
出ぬりて辻堂より信の居をたしお行中より秋末候より小性  
在所に下をたし方金と申すせしと申す也一度由申す  
時 権現様申すも後より申すは信月其金十枚お外  
前も申すは是禮に出入と申す二枚と申すは後より小性  
申すは是禮に出入と申すは信の物の金子と申すは何と申す  
いふと申すは信に九と申すは武松元は後腰に付しと申す  
仔細路を經て別神戸は是礼に付し三七枚は母殿と申す  
三七枚申すは入のり一番御より信白子ら  
四市らより申す  
めして二別大信は申すも三別を別の危者申すは是禮に後地系  
概は信の條に皆く信後教席別申すも百御と申す  
甲別一系の旨ありのり甲別先方申すも是のり

申すも申すは是のり一と申すは信を主後信人教信り申すは是れ  
は用と申すは尾州嶋申すは申すは是のり信智と申すは  
表と申すは金銀。原信信不退の節小栗柄と申すは是殺れ由  
は申すは信に申すは六月十九日於甲府百御度申すは川尻  
肥前入と申すは是と殺のり一と申すは信に申すは是と  
公此は申すは甲別一は出馬と申すは 酒井家河藏日記

一 堀れは信に信の申すも京本能寺と申すは信長生言り申す  
信と申すは信を申すは是のり家人申すは信と申すは信に信は  
と申すは信と申すは信に信と申すは信に信と申すは信に信と  
と申すは信に信と申すは信に信と申すは信に信と申すは信に  
申すは酒井申すは信に信と申すは信に信と申すは信に信と  
権現様と申すは是のり舟人申すは信と申すは信に信と申すは







為長田平右衛門主元等近家宅少く君臣より各負  
右近左近三川の徳士奉違を辨せ志と望し一多り百數を辨  
同年明智退治して尾州歩勤居の時伊賀と交士悉く  
系陳しは家人と成 徳武家開法

一 慶長四年正月十七日伏見に海津甚日有馬法平方より伏見  
殘居し是に大倉振舞 内府も亦立寄り是に大倉  
振舞凡又の法平方へ 内府云と振舞いし事あり  
あり 内府云はかゝるに法平を使しし大坂より  
海津ありし事し法平等と在りし事しこの白札等あり  
し事し海津入は取由之事あり是より丹伊等より来て  
内府云は是時日何申しと申し内府云は海宅大倉  
死も是時退散 右近左近大坂より府堂依海津

中屋敷一系り存立すよの旨と申しよきたは兵部少輔云所  
涉内り依海津海津對面依海津中へ大坂よりありし  
内府云は内りの以後浮田宰相宅へ是等の者ありし事  
お法はいつれ 内府云と謀りなりし事評候と承りし  
は用心の多し又二世間の振舞は事合ひし 為は能くし  
系は由りし事 内府云を大岡家の者ありし事と評候と  
いふ風況聞し 是らに振舞のお法と承りし事 又日暮法部  
少將意誠者し者の中候と申言し事し由りし事し評候と  
浮田方の事合ひ候し事し合ひし事し合ひし事し退治  
戸田大門宛書

一 慶長四年正月十九日し是より有馬法平下は是に在りし  
事し是時評候し事し是に在りし事し是に在りし事し



沙弥候之後早々沙弥を成り師を當依候事言虎あり  
沙弥ん之例の沙弥合々夕より伏見中雜説あり  
因京沙弥前ヨリ之書物

一 正月十九日今夕 家康公御屋鋪へ治少大将ニ  
テ取懸申ノ由沙汰ニテ俄ノ事ナレハ御屋鋪ノ  
角々ニ枝木石棒ナトニテ繩カラゲノ矢倉ヲ擧  
今マノト心掛候此時中井大和守本多三彌ト申  
談候ハ屋鋪ノ内ニテ如何程ノ働致シ候凡家へ  
火ヲ掛ラレ畑ノ下ニテ果候ハシハ口措キ一人  
救來り家へ火掛り候ハ、兩人蒐出シ城ノ大平  
度庭ニ治少腰ヲカケ下知セラルヘシ 家康内  
ノ者降参人ト名乗候ハ、屋鋪ノ様子聞候為ニ

呼出シ可被尋申候其時兩人ノ将一人ニテモ飛  
越治少ヲ指殺可申定候へ凡其夜不取掛翌日ヨ  
リ世上ノ体ハ常ニ変タルヲモテシ此節ハ屋鋪  
ノ表ニ長屋ヲ造候トハ慮外トテ表ヲ垣築地ニ  
シテ内ニ長屋ヲ建候此騒動武藏へ聞へ御家人  
共馳上り藤ノ森ノ前井伊兵部少輔屋鋪アリ上  
リツキ屋鋪中ニ旗指物ニテ三日飾り候ト此時  
ノ下也 板坂ト齋覺書

一 家長は年の春ふ事以一回トテ 家康公と疑ひ肯伏見  
の街籠と可攻との密候より由流云まありふれ伏見大坂  
騒動一男女多ハ深山を果より逃隠れ如氷長政ハ兼てより  
備ふ 家康公一忠臣の志深かりけれハ此騒動の折前迄



長政ハ士ニ千人許石具シ 家康公の法館より伺候して

与渡せしむ 家康公甚感悦シ 給ヒ雅説出来くより

今をわたりと志深き人又教もなまき亦一一家を傾

けし我と与せしむ事減し忠節の志之儀由し作中後

の余り長政の子と取項も給ひら附記曰く

東照宮長政の子と取項も給ひら附記曰く

高徳の由身としてわたりしも折も少田道ともわたり

ありしもさる也といふ人もありけれとありあはれむと

松と小咽志の由の内探り申り給し我公の時のかゝる

今の世より推し知まらるる二界は主将の法ハ初て英雄

の心を取ししる事と志ししと上長政の忠臣厚き

志と感し悦を付給ひし誠の由志深き故成りきと今文

そ由志と寛愛しとて記せらる事ハ忠志多し其時よの

当り見たりし一書の語を傳へし事今文疑ふべきと

ありしに捨しして記しゆ事 黒田家譜

一 交長は年若柿赤武部を捕り井伊直政と交り伏見在書此為

江戸と出書交り此法術を因りて伏見におもむく事と

尾別惣田に於て上方騒動し方と書まより子なる小紫

碧之益夜此境も多し居少りは屋敷(系上)にて礼装此

候ししと許前(居おひま) 家康公を拜候し津境に往

中感悦し往由中自願申すと由れ給ふと家康政より下右左を

身許申よりし中我公叙すと増増し仰り申す取迄政

体息して旨し仰りしありし前中多依候書正信候も由同

意ありし伊奈熊藏忠正大久保十右衛門長谷川七左衛門がと



因及して伏見へ移る事あり伏見の家を建てて各一務みよ  
地くらまは近江の面々としてともて住居残りやう付く  
上下れ山屋敷内より居所分して近江丹波又近江の氏屋  
と備りて各止宿りしはよ付相くるがれ市人教うか  
九洲法住りあり 落難集

一 慶長四年加賀大納言利家公大坂より病氣重し取替の家  
をく由おす 家康公為肯且伏見より出お成既不利  
家の宅へ入り成り付利家公息利長 家康公は是れ  
改より付心付してやと申し利長公今廻り馳せし候  
付並らとの返言あり 家康公利家の病癒し入成出座  
と後布団のちより福身の刀を出し利長よとせし事心  
附しつる事ありと申す事あり返言ありと申す

家康公と兵今う殺したる天下手ふたつとのふり  
有云事ありと申すの分量の者も人も物とも人も  
入魂しては候成然せぬとのこと言事と

家康公より頼重と申す某元後ありた利家首由  
天下に候て 家康公の子に入座しと申す事あり  
公程閑  
恒雅書

一 慶長四年前田利長公に外候存命不定あり付く

内府公に對面有し度有しと申す是より依り利長定下見  
舞て成由と申す御方事と申す事あり

内府公に利家宅へ請ひ討事しとの謀れよりと申す者  
あり 内府公に討てし利家の心應年來出候知有り  
板の表裏有んかと思ふと申す二月朔日御定出候  
淺野左京右衛門守出候より事あり 内府公に



由りる處に京主斗あ人の歩りて一河徑由跡より供  
奉の神より一系より利家上下を傍より左に置置由目秋亦  
死後不利勝後改由川取より極よ受て了る事由由事  
因府公由落候より一由事由極よ一以事由入總より事  
御意の付利家候と流手と合せ存残を事安く由一礼中  
上より戸田左門元吉

一 安長は年九月重陽の清礼より由事候と候より一何れと  
由候の流より大勢由進候より一系より由一極の門より一皆く  
續りより一と事作られとも一由極系於河城小妻より由産より事  
秀頼公并由家候と一河對面の次の間より一小姓危年奇危  
より事より由候より事候 安長見聞集

一 秀頼公由他界より一河對面在田治初少捕より一何れと一

因府をたせ一あきとのあり候は加賀大將云とたせ一  
ゆい年男の病事者あり一由同一不入候 因府をたせ一  
一由河を天下より一進り候と一由一と一由一産り  
津吉院と在合より一由一河尻市力候一一由一河尻部  
少一人とあせ一由一と一由一と一由一右の極子を  
語りより一由一其極と市力河細川敬中より一語り事一由一城中  
ち極に加賀大將言候と一極者あり一由一産より一由一城中より一候  
極具より一由一其極云より一由一河尻部一 極現極進法身より  
其極由登候と一由一其極由一由一河尻部より一由一忠務極井伊兵  
部極系より一由一其極より一由一河尻部より一由一河の由一河尻部  
其極由河尻部の由一 極現極進法身より一由一河尻部より一由一河尻部  
其極由河尻部の由一 極現極進法身より一由一河尻部より一由一河尻部



多成才の方少くも下付の名家来たり見世に可なり  
清意も成出候し危しは危而の方（此名奇事）裏出より  
少退かき候由寔に世の要し候しと候は 清神若様也  
乃志清神より少退ひしと候より是又吾信より人ふ地也  
行し中道取し少付と候より由布施源三層相語候  
中多家改切す書

一 九日朝ニ至り本多中務牧野右馬允十トテ先ト  
シテ大剛ノ侍大将十二人是ハ何方迄モ 家康  
公御着座ノ次ノ間ニテ伺公可致其外御使香衆  
五人是ハ御玄関迄ト在之御意ニテ以上十七人  
御供ニ召連テ既ニ御出ノ時櫻ノ門ニテ番人  
中ヨリ御供ノ衆多候ト申セトモ聞入ス玄関工

御上トサレ時彈正御迄ニ罷出御挨拶申上例ノ  
如ク御先工立テ上ル 家康公件大御供ノ衆召  
連テ御座敷工御通り其様子ニハキエキシテ兼  
テノ積リ相違ニテ土方大野モ御目通り且サヘ  
不罷出秀頼公御對面御座ノ次ノ間ニ右御供ノ  
衆中着座トレハエヒテ差事モトラス秀頼公事  
ノ外御成人トサレ御息災ニ見エサセラレ千秋  
萬歳目出度御夏 家康別而悦存候段茨殿工モ  
御口上仰入ラレ御盃相濟頼テ御立アソハサル

岩淵辰話列集

一 安長五年六月在御由御り世侍長来ノ殿 内府公を我城へ  
舟入討中さんと謀らせ世よりい少難説多り清く入申度



とありし大茂父子上下少く、孫が一、二町もは、豊子付、孫城、少、  
流之を、夜、石、部、又、は、泊、り、是、故、は、出、供、子、は、古、邊、に、清、水、控、し、物、  
戸、田、金、在、為、石、井、在、石、部、朝、比、宗、在、迎、修、人、不、及、記、は、と、の、と、も  
は、薬、れ、出、り、供、を、以、日、と、存、生、沙、法、と、を、し、る、と、何、と、抽、造、と  
又、宗、揚、不、石、夜、中、は、思、ひ、よ、は、為、毎、日、を、し、り、不、説、を、為、と、  
内、府、公、は、此、心、と、し、部、志、の、推、量、之、戸、田、在、の、是、者、

一 六月十六日 内府公は石部より止宿あり、時、水、口、の、城、主、長、兼、  
大、茂、を、捕、得、公、一、つ、明、朝、水、は、打、く、沙、系、城、一、も、度、由、を  
し、上、り、り、内、府、公、は、之、の、よ、し、ま、て、は、勝、れ、抽、と、下、り、り、時、  
或、部、を、捕、康、政、出、陣、し、上、り、り、為、時、の、人、心、中、絶、し、詮、あり、と、  
中、事、あり、と、し、り、り、内、府、公、の、作、は、明、朝、此、時、至、り、仍、り、り、と、  
石、部、石、部、一、は、止、宿、之、御、り、は、昔、日、江、州、依、和、山、の、城、主、を、清、水、迎、り、

石、部、三、成、小、助、等、は、内、府、公、と、関、東、一、下、り、り、打、け、し、ま、す、  
今、軍、兵、漸、く、を、方、八、子、人、と、は、又、は、不、り、石、部、と、七、里、修、之、  
三、子、の、兵、軍、を、以、く、某、先、陣、一、つ、當、生、休、中、も、二、の、目、次、  
持、せ、り、石、部、の、者、を、と、前、後、より、控、立、夜、亦、し、り、り、一、物、を  
討、つ、す、一、つ、七、八、は、是、非、勝、一、つ、し、り、を、付、し、亦、立、夜、半、  
以、り、り、り、り、り、り、石、部、三、成、は、常、に、疑、ひ、の、心、深、き、  
之、の、ふ、り、り、り、り、り、り、仕、換、し、り、り、り、り、り、り、の、人、も、な、り、  
却、り、り、り、り、り、り、押、寄、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、  
と、も、な、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、

幕末軍記

一 慶長六年六月十八日 神后、京、侍、出、陣、代、と、り、り、り、り、上、り、  
伏、見、を、後、り、り、り、り、の、上、り、り、り、り、の、城、主、を、捉、り、り、り、  
京、極、守、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、



彼は従ふ大小石進く大坂と水邊に 神君今宵は石部の  
 新小止宿ありしうの浦原と道とち傍し暮る所所へ  
 長来ち花を浦正家系候へて咽喉宿居城水戸小おあそ  
 秋一宿此由新を以 水邊と道と許しうふあうしな  
 うら谷は懸れ渡船くせしうら 是由今せし長来とゆふひ  
 之原成の別殿より船と出津を舟の工少く携へてし竊り  
 水はとるせせし路次より渡邊守綱とあはしは居  
 俄に路と急きうふる世来撥るし世をよとせしうら由  
 作をよとせし玉光の殿を撥りうふとより長来は長  
 と一味して虎狼の心を撥むしととも湯中跼踏し且  
 世しと浦原せうふくちよ急懼へて上九日の船中細と  
 お伴ひあはしと出路のし程く丹伊直政は保りしうら

美心あき首これと疎防中 神君正家と名寄れ侍へ  
 石く是下野心と念む由とせし程としとも急用  
 あら石部と急へて世と急きうら急懇よ念ひ急き  
 正家大よ存ししうち山くく送りなりしれより水は  
 取りながら今十九日の浦原宿に宿れ候ありし川は吾川と名乗  
 うらうら候中 長来中向の後急直撥らむはうはき  
 やし古急を窺ひしれい 神君正家と念む急きうら下宿  
 是従ふへき由今ありしう下平均の故吾川と名乗るれ  
 二百石と揚りしう浦原とあり石部は恒居中 今朝水はの概し  
入津ありし  
當時浦原より石部の偽書よとせし候あり  
我らしととも未美原より石部と正家と見し 相も石部山より送りし石田信純  
 が浦原候に保直拍原平物持に石部山は是とせしとせし  
 石部は國の地元の宿しとせし 陸地とせし 同府とせし



まじりんののどとくく悔と嘆むとより 武徳安氏記

一 景勝御退治ニ 源君御下向石部ヨリ水口ヲ夜  
 通ニ御越ノ時惣勢ノ者ノ下緒ニ火ヲクハリツ  
 ケテ通レト被仰付後ニ水口ノ沙汰ニ 権現様  
 ノ鉄炮ノ数ハ扱モ方ヒタ、シキ事ト申候ヨシ  
 武切雜記

一 東照宮法持の中節たるより年老させ多ひては屈伸  
 うゝゝおんは是ハ恙さ出付より軽度の致ハ初の如きは  
 魔ノくち能くさせ給へとも事急なるふ及てをれと  
 御奉りし鞍の前輪をたゞせ給ふは血脈と出方のくのととも  
 事急なるもあさゆへ 常山記法

一 家康公在ノ御手ノ指中ブシ四ツ十カヲタコニ

成り御年ヨラレテハ猶々コハ少スグミノヒ兼  
 候ヲ駿府ノ御城ニ御座候時児小性衆ノ内ヨリ  
 氣ヲ付トヤカクト申テ見テモ一圓埒廻ス年寄  
 タル衆ノ申ヲ聞ハ 家康公御若キ時ヨリ御陣  
 ノ度毎ニ合戦初ル時節初ノ程ハ御米配ニテ御  
 下知十サルト云へトモ事急ニ成候へハカ、レ  
 カ、レト仰ラレ御拳ヲ以御鞍ノ前輪ヲヒタモ  
 ノタ、カヒラル、ニ付御指ノフシノ、ヨリ血  
 流出ルヲ御帰陣アリテハ御療治ヲササレト  
 モ疵未愈サレ内ニハ又御陣モアレハ右ノ如ク  
 遊サレ、ニ付御疵破レノ、致シ後ニハ甚御痛  
 十サレ、ト云へトモ其期ニ臨テハ少モ御覺成



サレス夫故アノ如ク成御指ツキニ被為成夕リ  
ト語ル中各不審暗ケルトナリ大坂復ノ御陣  
迄一生ノ間大小ノ合戦ニ御逢候事四十八度ト  
カヤ傳業リ奉ルナリ猶追テ可考也 岩淵辰諾列集



披沙揀金卷十二終



